



金 沢 市 公 報

第 2 7 0 6 号 の 2

平成23年(2011年)10月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
公 告	
金沢市屋外広告物等に関する条例の規定に基づき屋外広告物講習会の開催について (景観政策課)	1

公 告

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第32条第1項の規定により、屋外広告物講習会を開催するので、金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（平成8年規則第2号）第27条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年10月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 講習会の日時
平成23年11月11日（金） 午前9時から午後5時まで
- 2 講習会の場所
金沢市鞍月2丁目20番地
石川県地場産業振興センター
- 3 受講対象者
屋外広告物に携わる者（定員100名）
- 4 講習の科目
 - (1) 屋外広告物に関する法令
 - (2) 屋外広告物の表示方法
 - (3) 屋外広告物の施工
- 5 講習の免除
次の(1)から(4)までのいずれかの資格等を有する者については、4の(3)に掲げる屋外広告物の施工の講習を免除するので、当該資格等を証明する書類を受講申込書に添えて提出すること。
 - (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
 - (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設の行う職業訓練若しくは同法第24条第1項の認定に係る職業訓練で帆布製品製造科に係るものを終了した者又は同法第28条第1項の規定による職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者
- 6 受講申込書の受付期限
平成23年10月24日（月）まで
- 7 受講申込書の提出先
金沢市本町2丁目7番1号 越田ビル3階
石川県屋外広告業協同組合
- 8 受講手数料
2,500円

9 問い合わせ先

金沢市役所都市整備局景観政策課

電話 (076) 220 - 2364

石川県屋外広告業協同組合

電話 (076) 222 - 6223

平成23年(2011年)10月11日 印刷

平成23年(2011年)10月11日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄